

東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」  
着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出)

第2条 地域振興課長は、業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみを貸し出すことができる。

2 前項の貸出期間は、貸出日から返却日を含めて7日以内とする。

3 第1項の貸出回数は、1団体1月につき1回までとする。ただし、地域振興課長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出の申請)

第3条 着ぐるみの貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、着ぐるみ貸出承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、地域振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請書は、貸出しを受けようとする日の3か月前から7日前までの期間に提出しなければならない。ただし、地域振興課長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出の承認等)

第4条 地域振興課長は、前条第1項の申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し適当と認めるときは、着ぐるみの貸出しを承認する。ただし、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合は貸出しを承認しない。

(1) 東久留米市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 営利目的の活動のみに使用するとき（ただし、東久留米市地域資源 PR マスコットキャラクター「湧水の妖精 るるめちゃん」イラスト使用承認書を交付された場合を除く。）。

(6) その他、地域振興課長が着ぐるみの貸出しについて不適当と認めるとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ貸出承認書（様式第2号）をもって行い、不承認は、着ぐるみ貸出不承認書（様式第3号）をもって行う。

(使用料)

第5条 着ぐるみの使用料は当面の間無料とする。

(遵守事項)

第6条 第4条第1項の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみ貸出報告書（様式第4号）を提出すること。
- (4) その他、地域振興課長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消)

第7条 地域振興課長は、借受者が前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はやむを得ない事情があると認めるときその他この要領に違反したときは、着ぐるみ貸出承認取消通知書（様式第5号）によりその承認を取り消すとともに、以後の貸出しを承認しない。

2 地域振興課長は、前項の承認取消を受けた借受者が、いかなる損害を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第8条 借受者が着ぐるみを汚損した場合は、当該借受者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、地域振興課長が、着ぐるみの補修又はクリーニングを求めたときは、借受者はこれに従わなければならない。

(市の免責)

第9条 着ぐるみ貸出しにより、借受者が被った被害及び借受者によりなされた第三者への損害に対しては、市は一切その責めを負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに係る必要な事項は地域振興課長が別に定める。

付 則

この要領は、平成24年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日より施行する。